

民法改正に伴うご質問整理票

平成29年5月に成立した民法改正法が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、改正内容に関するご質問への回答をまとめましたので、適宜ご活用ください。

番号	ご質問	回答
令和2年4月1日前からの契約やその後の更新について		
1	例えば令和2年3月31日の23時に入院した場合の契約書等は翌4月1日以降になる可能性があるが、このような場合、契約書の日付は4月1日以降になるが、この民法の改正日は契約日となるのか、入院日となるのか。	・保証契約が締結された日(入院日ではありません。)が令和2年4月1日以降である場合には、改正後の民法が適用されることとなります。
2	長期入院の方ばかりだが、令和2年4月1日までに限度額を定めた契約書に新たに締結し直しても有効ということか。	・改正後の民法は令和2年4月1日以降に締結された保証契約にのみ適用されますので、令和2年3月31日以前に締結された保証契約については極度額が定められていなくても無効とはなりません。このため、令和2年3月31日以前に締結された保証契約について限度額を定めた契約書を新たに締結し直す必要はありません。
極度額の設定について		
3	・入院時の保証契約締結時には入院診療費等が不明であり、また、入院期間・保険給付割合等によっても大きく変わってくるが、極度額の設定はどのようにすればよいか。また、その場合、限度額を個人毎に設定する必要があるのか。 ・極度額の設定は各医療機関毎で行うとのことだが、極度額の金額を明示せずに「極度額は、入院診療費の請求額とする」等の表示で代用することは可能か。	・極度額をどのように設定すべきかは、契約当事者間で決定される事項ですので、お答えすることができません。なお、統一した額を設定いただいても、個々の患者ごとに異なる額を設定いただいても差支えありません。 ・極度額は確定的な金額を設定することが必要ですので、金額を明示せずに「極度額は、入院診療費の請求額とする」等の表示で代用することはできません。
4	限度額は「当事者間で決定」とあるが、病院側と保証人とで納得のいく金額に開きがある場合は、どちらの言い分が有効となるか。	・当事者双方で合意した額で保証契約を行っていただくこととなります。極度額を合意することができない場合には、保証契約は成立しません。
5	長期入院の場合、限度額の期間の区切りは決められているのか。	・期間を区切ることなく今後発生する入院費用一切について極度額を設定すること(例えば、保証の対象を今後発生する入院費用一切とした上で、極度額を〇〇円と定めること)もできますし、保証の対象となる主債務の範囲を期間で限定した上で極度額を設定すること(例えば、保証の対象となる主債務を今後3ヶ月間の間に発生する入院費用と定めた上で、極度額を〇〇円と定めること)もできます。
6	全ての患者に対して極度額を提示、契約しなければならないのか。 あるいは、支払困難な患者と支払誓約書を取り交わす際にだけ、極度額を提示すればよいのか。	・全ての患者と保証契約を締結することが求められているわけではありませんので、保証契約を締結しない場合には極度額を提示する必要はありません。 ・他方で、保証人との間で個人根保証契約を締結する場合には、必ず極度額を定める必要があります。なお、保証契約を締結する場合であっても極度額は保証人との間で定めれば足り、患者に提示する必要はありません。
7	「保証極度額は、診療請求等の額と同額とする」として、保証契約を締結することは可能か。	・極度額は、保証契約締結の時点で確定的な金額を設定することが必要ですので、「保証極度額は、診療請求等の額と同額とする」と定めることは認められません。

8	「保証契約書に限度額〇〇円」と具体的に明記した上で、ただし書きで「上記限度額を超えた場合には、超えた額のみ限度を上回る」とすることは可能か。	・極度額は、保証契約締結の時点で確定的な金額を定める必要があります。お尋ねのようなただし書を設けると、保証人は示されている限度額を超えて責任を負い得ることとなるため、そのような極度額の定め方は認められません。
9	保証人が極度額を自ら設定すると解釈するが、極度額の最低金額を医療機関から提示することは民法上有効か。 (例:1割負担の患者が1か月入院した場合、費用が10万円強かかるが、「極度額は10万円以上でお願いします」という掲示)	・極度額は保証人が自ら設定するのではなく、医療機関と保証人の合意によって定めることとなります。お尋ねのように、医療機関の側から「〇円以上」などと極度額の最低水準を提示しても問題はありません。もっとも、保証契約が成立するためには相手方と合意する必要があります。その際には確定的な金額(「〇万円」など)を定める必要があります。
10	当院の入院申込書は入院患者の名前の他に身元引受人(保証人)と連帯保証人の名前等記載しているが、極度額はそれぞれ設定が必要か。	・保証人は複数であっても、また、連帯保証人と通常の保証人が混在していても差支えありませんが、保証人が複数いる場合には保証人それぞれについて、極度額の設定が必要となります。 ・なお、単に「身元引受人」という場合、その人は、保証人(主債務者がその債務を履行しないときに法律上その債務を履行する義務を負う人)ではなく、緊急時の連絡先などを意味すると解釈される可能性が高いため、保証人としての責任を負ってもらうことを意図している場合には、その旨を明確にすることが望ましいと考えられます。
11	・限度額は各施設内で統一額がよいか。 ・大凡の限度額はいくらか。	・極度額について、各施設内で統一した額を設定いただいても、個々の患者ごとに異なる額を設定いただいても差し支えありません。 ・具体的な極度額は、個別の事案において契約当事者間で決定される事項ですので、目安の額をお答えすることはできません。
12	・一律に設定するのであれば絶対に超過することのないような高額な限度額を設定してもよいのか。	・極度額を定めるに当たり、実際に発生する費用の額が超過することのないように高めの水準に設定することも、当事者双方が合意しているのであれば、原則として差支えありません。もっとも、保証人の責任の上限を画するという法の趣旨からすると、過度に高額な極度額を設定することは望ましくないと考えられます。
13	入院時の誓約書があり、それとは別に分割支払いのための「支払誓約書」を個別に作成する場合には、極度額についてはどのようにすれば良いのか。例えば、入院時の誓約書に極度額が設定されている上に個別の支払誓約書にも極度額を設定するのか。	・最終的には個別の事情に応じた契約解釈が必要となりますが、お尋ねの事案では、入院時の誓約書において保証契約が締結され、その後の支払誓約書では既に成立している保証債務の弁済期の合意したという見方ができます。このような理解を前提とすると、お尋ねの事案において保証契約に当たるものは、入院時の誓約書によってされる契約のみですので、そこで極度額が設定されていれば足り、個別の支払誓約書については極度額の設定は不要であると考えられます。
14	2020年4月以降に締結する保証契約書については、今まで使用していた保証契約書に極度額さえ明記していれば有効と考えてよいのか。	・医療機関への入院の際に患者が負担する入院費用・診療費の保証契約についての今回の民法改正への対応としては、極度額を新たに明記すれば足りると考えられます。 ・もっとも、保証に関する改正は多岐にわたっており、特に「事業のために負担した貸金等債務」の保証については公正証書の作成が義務づけられるなどの改正がされていますので、保証に関する改正の内容については法務省ホームページに掲載されているパンフレット(http://www.moj.go.jp/content/001254262.pdf)をご覧ください。
15	入院申込書(兼誓約書)に連帯保証人を記載してもらうが、どの患者にも同一極度額を記載してもよいのか。	・差し支えありません。

16	極度額の記載は、「一ヶ月目：〇〇円、二ヶ月目：〇〇円、三ヶ月目：〇〇円」のように並列の記載は認められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・極度額は、保証契約締結の時点で確定的な金額を定める必要があります。このため、入院期間が長くなるに応じてその額が増大するような極度額の定め方は、確定的な金額を定めたものとはいえず、認められません。 ・もともと、保証の対象となる主債務の発生する期間を限定した上で、その期間に区分を設け、各区分ごとに極度額を設定すること(例えば、保証の対象となる主債務を今後三ヶ月間の間に発生する入院費用と定めた上で、一ヶ月目～三ヶ月目の入院費用について極度額をそれぞれ10万円と定めること)は差支えありません。
17	極度額について次のような定め方をすることは認められるか。 ・保証契約書に限度額入院1日当たり5万円と明記する。(入院日数は確定していない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・極度額は、保証契約締結の時点で確定的な金額を定める必要があります。入院日数が確定していない状況でお尋ねのような定め方をしても、保証人が責任を負い得る限度額が確定しないため、そのような極度額の定め方は認められません。
18	保証契約において必要となる極度額の設定について、個々想定した医療費、症例別概算入院医療費、平均入院単価に想定入院日数を乗算し個別に設定するほか、平均入院医療費、過去の最高入院医療費とするなど統一的に設定することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・お尋ねのように個別に設定することも、統一的に設定することも、いずれも差し支えありません。
19	「未払金が極度額を超えた場合、再度両者で保証契約を締結すること」と保証契約書にただし書で明記することは民法上問題ないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お尋ねのようなただし書が保証人に保証契約を再締結する義務を課すものである場合には、保証人に極度額を超えた負担を課することとなるため、民法上、その効力が否定される可能性があると考えられます。
20	限度額は病院の治療方針にもとづいて任意に設定することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・任意に設定していただいて差し支えありません。
21	・当院は、病院備品の故意による毀損又は滅失について、患者が実費弁償することと定めているが、同費用も極度額の範囲内に限られてしまうのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人根保証契約に基づいて保証人が負う責任は極度額の範囲に限定されますので、お尋ねの弁償費用についても、保証人に支払を請求することができるのは極度額の範囲に限定されます。なお、患者本人に対しては、極度額にかかわらず、弁償費用の全額を請求することができます。
22	・病院備品破損時の実費弁償について、「極度額100万円、ただし、病院備品を故意に毀損又は滅失させた場合は、極度額を超えて実費を請求する場合がある」というような極度額の但し書きを記載することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・極度額は、保証契約締結の時点で確定的な金額を定める必要があります。お尋ねのようなただし書を設けると、保証人は示されている限度額を超えて責任を負い得ることとなるため、そのような極度額の定め方は認められません。
23	看護学生への修学資金貸与制度、就業前医師看護師への就業支度金制度を設けて対象者へ資金貸与を行っており、この貸与決定の際に返還誓約として借受人および保証人の連名による借用証書の記載を求めている。これらの修学資金制度および就業支度金制度は一定期間、資金貸与を行っている病院において勤務することで返還免除となるものだが、この場合においても、「本貸借から生じる一切の債務を、限度額〇〇円の範囲内で保証する。」という追加文が必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金、就業支度金等の返還債務が特定の債務(一括で一定額を貸し付けた場合の返還義務など)であれば、その保証について極度額を定める必要はありませんが、返還義務が不特定の債務(毎月奨学金が貸与され、その終期が定まっていなかった場合の返還義務など)であれば、個人が保証人となる場合には、極度額を設定する必要があります。
保証契約書の書面について		
24	保証契約書のひな形の改訂等の対応と事務連絡にあるが、書面も例えば入院保証契約書と契約書という文言を入れたほうが良いのか(現状は入院申込書(入院誓約書)としている)。	<ul style="list-style-type: none"> ・保証契約の成否は、当事者間で交わされる書面に記載されている内容や当事者間のやりとり等に基づいて判断されるため、必ずしも書面の題名を「入院保証契約書」や「契約書」と記載する必要はありません。もともと、保証人になる方に法的に拘束力のある保証契約を締結しているという認識を明確に持ってもらうためには、書面に保証契約を締結するものである旨を明記することが望ましいと考えられます。

25	当初の保証契約において定められた極度額を超える額の支払いを保証人に求めるためには極度額を増額する新たな合意を行う必要があるが、その場合、改めて契約書の記載が必要か。	・極度額の定めは書面である必要があるため、極度額を増額する新たな合意をする場合にも、書面(この書面は当初の保証契約書と同一の書面でも差支えありません。)にその旨を記載する必要があります。
26	民法改正対応の保証契約書のひな形を例示する予定はあるのか。	・予定はありません。
27	文字の大きさ等決まりはあるのか。	・ありません。
「不特定の債務」の保証について		
28	診療費の未収に対して患者が記入する「支払誓約書」は確定金額に対しての連帯保証人となる。その際の極度額は省略、もしくは未収金額・極度額 ¥〇〇- という書き方でよいのか。	・既に発生した確定金額の未収金の保証は、特定の債務の保証である(根保証契約ではない)と考えられますので、極度額を設定する必要はありません。
29	連帯保証人契約も含めた支払誓約書に、『医療費未納金』という文言でその時点での債務額を記載しているが、令和2年度以降は『極度額』若しくは『上限額』といった文言を使用した方がよいか。	・お尋ねの保証契約が保証契約の時点で既に発生している特定の医療費の未納金について保証するものである場合には、それは特定の債務の保証であって根保証契約ではありませんので、令和2年度以降も極度額を設定する必要はありません。 ・他方で、お尋ねの保証が、その時点で既に発生した債務だけでなく今後発生し得る医療費の未納金一切を保証するものである場合には、それは根保証契約に当たりますので、個人が保証人である場合には、令和2年4月1日度以降に締結するものについては極度額を設定する必要があります。なお、極度額としては、その時点での債務額ではなく、保証人が履行する責任を負う限度額を記載する必要があります。
その他		
30	令和2年4月1日以降の入院に関しては限度額の定めがないと最終的債権の取立て等に関して仮に裁判等になった場合には契約書としては何らの有効な手段とはならないということか。	・令和2年4月1日以降に締結された個人根保証契約については、極度額の定めがない場合には無効となるため、保証人に対して保証債務の支払を求めることはできません。
31	医療は金銭の有無、保証人の有無等で医療行為(入院等を含めた一連の医療)は正当な理由が無い限り拒否できないが、この改正に当たり限度額を記入し保証人(債務者)の記載をお願いした場合に保証人(債務者)を立てられない可能性も出てくるのが考えられるが、このような場合には医療行為を拒否できるのか。それともこの部分に関しては医師法との確認・調整が必要か。	・保証人を立てられないことをもって、診療行為を拒否することはできません。
32	規則により入院患者から入院時に身元引受人と連帯保証人を1名ずつたて、入院誓約書を提出いただき、予め極度額を一律に病院で定め(例えば30万円等)、誓約書を記入提出いただく方法は無効となるのか。無効となるならば、誓約書を提出していただくタイミングはいつがよいか。	・お尋ねのような方法を採用することに問題はありません(なお、極度額を一律に定めた場合であっても、その額を個別の保証人との間で合意しておく必要があります。)
33	極度額さえ設定すれば、極度額の範囲内で連帯保証人は「検索の抗弁権」「催告の抗弁権」がなく、主たる債務者と同様の扱いは変わらないと考えてよいのか。	・連帯保証人に「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められないことについては、今回の改正による変更はありません。

34	主債務者による保証人への情報提供義務については、個人に対して事業上の債務の保証を委託する場合に限られるので、医療費に関する保証契約については対象外と考えてよいか。	・お考えのとおりです。
35	今回の改正は、保証人が想定外の責任を負うことのないよう極度額についての記載を「(連帯)保証契約書」に求めるものですが、題名が「(連帯)保証契約書」に限らず、例えば入院申込書など題名が「(連帯)保証契約書」でない文書であっても極度額の記載等あれば、民法上有効に成立すると考えてよいか。	・お考えのとおり、保証契約の成否は、当事者間で交わされる書面に記載されている内容や当事者間のやりとり等に基づいて判断されるため、必ずしも書面の題名を「保証契約書」等と記載する必要はありません。
36	令和元年6月6日付事務連絡の中で「主債務の定め方によっては、個人根保証契約に該当することとなる場合がある」との記載がありますが、該当する場合、該当しない場合の条件とは具体的には何か。	・根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主債務とする保証契約をいいます。例えば、「〇〇の疾患についての入院診療費一切」が主債務とされている場合には、入院料、手術費用を含む様々な費用の支払債務が保証の対象に含まれると考えられますので、これは不特定の債務を主債務とするものであり、根保証契約に該当します。 ・これに対し、特定の債務を主債務とする保証契約であれば、根保証契約には該当しません。例えば、保証の対象となる主債務が「固定額のベッド利用料〇カ月分」、「〇〇手術の施術費用」に限定されている場合には、主債務が特定されているため、根保証契約には該当しません。
37	特別の事情による保証の終了で主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後に発生する主債務は保証の対象外とされているが、債務発生日(請求書発行日)を指すのか。そうでないのであれば、病院であればどのような債務を指すのか。	・(お尋ねの趣旨を十分理解できていないかもしれませんが、)元本確定事由が発生した時点で主債務の元本は確定するため、その後に発生する請求権は保証の範囲外となります。このため、問題となる債務が保証の対象に含まれるか否かは、債務の発生時が基準となりますが、これは必ずしも請求書発行日と一致しません。たとえば、医療行為の報酬は、基本的には医療行為が行われた時に発生し、請求書発行時に発生するわけではないと考えられます。